

入院時食事療養費の患者標準負担額

区 分	3月31日まで	4月1日から
低所得者以外（一般、現役並み所得者）	490円	510円
小児慢性特定疾病児童等、指定難病患者 （低所得者以外）	280円	300円
70歳未満の低所得者、70歳以上の低所得者Ⅱ	230円	240円
直近1年間の入院期間が91日以降	180円	190円
70歳以上の低所得者Ⅰ	110円	110円

※2016年3月31日において、既に1年以上継続して精神病院に入院している患者であつて、2016年4月1日以降も引き続き入院している患者は、経過措置として260円に据え置かれる。

入院時生活療養費の患者標準負担額（食費のみ）※居住費は変更なし

区 分		3月31日まで	4月1日から	
A	一般、現役並み所得者	入院時生活療養費 （Ⅰ）	490円	510円
		入院時生活療養費 （Ⅱ）	450円	470円
	70歳未満の低所得者、70歳以上の低所得者Ⅱ		230円	240円
	70歳以上の低所得者Ⅰ		140円	140円
B	一般、現役並み所得者	入院時生活療養費 （Ⅰ）	490円	510円
		入院時生活療養費 （Ⅱ）	450円	470円
	70歳未満の低所得者、 70歳以上の低所得者Ⅱ	入院90日以内	230円	240円
		入院91日以上	180円	190円
	70歳以上の低所得者Ⅰ		110円	110円
指定難病患者（低所得者はBを参照）		280円	300円	
70歳以上の低所得者Ⅰの老齢福祉年金受給者		110円	110円	
境界層該当者		110円	110円	

※Aは病状の程度が重篤等に該当しない患者

※Bは病状の程度が重篤な者または常時もしくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める患者（下記参照）

- ・療養病棟入院基本料の入院料1～24、28～30を算定する患者
- ・有床診療所療養病床入院基本料の入院基本料A～Cを算定する患者
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者